

## 国別情報及びガイダンス

### バングラデシュ：保護主体及び国内移動を含む基本情報

2014年11月

#### 序文

本書は、内務省の意思決定者に向けた、バングラデシュ国籍者／居住者が提示した申請処理に関するガイダンス（指針） - ただし、主に出身国情報(COI) - である。本書は、主要事項に特定した国別情報及びガイダンス報告書と関連付けて読まなければならない。本書の公式版は

<https://www.gov.uk/government/publications/bangladesh-country-information-and-guidance> で閲覧できる。

意思決定者は、本書に記載されるガイダンス、利用可能な COI、適用される判例法及び該当する政策についての内務省のケースワークガイダンスを初めとする、事案に特有な事情及び関連する全ての証拠を勘案した上で、申請を個別に検討しなければならない。

本書では、特定のガイダンスへのリンクは内務省の内務システム上にある。本書の一般向け版は <https://www.gov.uk/immigration-operational-guidance/asylum-policy> で閲覧できる。

#### 国別情報

本書に記載する COI は(通常)英語で公表される幅広い外部情報源から編纂したものである。正確を期するために、情報の妥当性、信頼性、正確さ、客観性、通用度、透明性及びトレーサビリティを検討した上で、どの情報源についても、利用された情報が真実であることを裏付けるよう最大限の努力をした。引用した情報源は全て脚注に記載した。国別情報の調査及び記載に当たっては、2008年4月付けの出身国情報(COI)の処理に関する共通 EU[欧州連合]ガイドライン及び、2012年7月付けの欧州庇護支援局の研究ガイドライン、出身国情報報告手法を参照した。

#### フィードバック

当省の最終目標は提供するガイダンス及び情報を継続的に改善することである。従って、本書へのコメントを希望される場合は、[cois@homeoffice.gsi.gov.uk](mailto:cois@homeoffice.gsi.gov.uk) まで電子メールでご連絡いただきたい。

## 国別情報に関する独立諮問委員会

国別情報に関する独立諮問機関(IAGCI)は、内務省の COI 資料の内容に関して国境局の独立主任検査官に勧告を行うために、同検査官により 2009 年 3 月に設立された。IAGCI は、内務省の COI 資料に関するフィードバックを歓迎する。IAGCI がレビューした IAGCI の業務に関する情報及び COI 文書の一覧は、独立主任検査官のウェブサイト、<http://icinspector.independent.gov.uk/country-information-reviews/>で閲覧できる。

内務省の資料、手続き又は政策を支持することは IAGCI の職務ではない。

IAGCI の連絡先は以下のとおりである。

国境・移民独立主任検査官

5th Floor, Globe House, 89 Eccleston Square, London, SW1V 1PN.

電子メール: [chiefinspectorukba@icinspector.gsi.gov.uk](mailto:chiefinspectorukba@icinspector.gsi.gov.uk)

ウェブサイト: <http://icinspector.independent.gov.uk/country-information-reviews/>

# 目次

## 第1節：ガイダンス

- 1.1 問題の概要
- 1.2 問題の検討
- 1.3 方針の概要

## 第2節：国別情報

- 2.1 歴史
- 2.2 経済
- 2.3 地理及び人口統計
- 2.4 移動の自由及び国内移動
- 2.5 憲法
- 2.6 政治制度
- 立法
- 2.7 保護主体
- 治安部隊
- 警察
- 軍
- 有効性
- 人権侵害及び刑事免責
- 2.8 法の支配及び司法
- 組織
- 非正規の司法制度
- 集落法廷及び Salish
- 独立性
- 公正な裁判
- 少年司法
- 2.9 汚職
- 2.10 市民権及び国籍
- 2.11 偽造文書及び不正入手書類

## 補遺 A：バングラデシュの地図

## 補遺 B：判例

# 第1節：ガイダンス

## 1.1 問題の概要

危険に晒されている個人は有効な保護を求められるか。

危険に晒されている個人は、バングラデシュにおいて国内移動できるか。

[目次に戻る](#)

## 1.2 問題の検討

危険に晒されている個人は有効な保護を求められるか。

1.2.1 国別情報は、刑事司法制度が機能していることを示唆しているが、警察の有効性は、インフラ、職員、訓練及び適切な捜査用備品の欠如等の基本的資源の不足、非効率及び汚職の蔓延により弱体化している。警察改革プログラム(**Police Reform Programm**)による警察及びその役務改善に向けた措置にもかかわらず、低賃金、教育の欠如及び劣悪な労働条件によって腐敗の文化が醸成され、治安部隊は、自白させるための拷問、強制失踪及び刑事免責に乗じた超法規的処刑等の重大な人権侵害を行っている。複数の報告によれば、警察は、社会的暴力の防止又は少数宗派の信徒、反体制派及び女性の保護を怠ることが多かった。司法制度は官僚色が強く、大量の未決事案で過大な負担を抱え、熟練した判事及び弁護士が少なく、費用が多額な上、特に下位レベルは賄賂、干渉及び政治的圧力の影響を受けている。従来<sup>1</sup>の司法制度、**salish** では、女性は暴力に対する救済をほとんど又は全く与えられない上、不適切又は非道徳的とみなされる処罰行為で女性を従属させるのによく使われるファトワ(**fatwa**)に基づく鞭打ち及び石投げを受ける可能性もあるため、女性にとっては、二重被害という結果になることもある。

1.2.2 2011年7月13日の国別ガイダンスの判例 **SA(Divorced woman-illegitimate child)Bangladesh CG[2011]UKUT 00254(1AC)** が特に女性について述べたところによれば、『家庭内暴力を受けた女性は、女性であるという事実を理由に国の保護という有効な措置を受けられないことがあり、難民条約上の理由による重大な危害の危険を証明できる可能性があるが、どの事案も独自の事情に基づいて決定しなければならない。』

1.2.3 意思決定者は、特有の事情及び当該個人の略歴に関連して有効な保護が受けられる可能性を評価しなければならない。過去の迫害事実及び有効な保護が与えられなかった事実は、将来的に有効な保護が受けられないことを示唆するものと思われる。

以下も参照のこと。

- ・第2節：情報
- ・保護(庇護)請求の検討及び信憑性評価に関する庇護指令

[目次に戻る](#)

危険に晒されている個人は、バングラデシュにおいて国内移動できるか。

1.2.4 バングラデシュの別の地域への移動は、それが不当に苛酷でない限り、非国家主体による脅威の性質及び当該個人の個々の事情によっては実行可能なこともある。

1.2.5 バングラデシュの総面積は 130,168 平方キロメートルで、推定人口は 166,280,712 人である。チッタゴン丘陵地帯(Chittagong Hills Tract)(CHT)及びコックス・バザール県(Cox's Bazar)を除き国内移動の自由は法の定めるところであり、実際のところ、これらの権利は概ね尊重されている。女性の移動に対する特別な規制はなかったが、女性が自由に移動する可能性はたいてい制限された。バングラデシュでは女性の多くが複合的且つ分野横断的形態の差別を受けており、保健医療及び教育の権利等の複数の権利の享受を阻害されている。女性に対する暴力は、国全域で重大な懸念である。女性、特に支援ネットワークのない独身女性は、弱い立場に置かれ、国内移動を強制された場合は困窮する可能性がある。

1.2.6 離婚された非嫡出子の母親の判例の中で、国別ガイダンスの判例 SA は以下のよう  
に述べた。

『離婚された非嫡出子の母親で、バングラデシュに帰国した際に家族の支援がない者は、多大な困難に耐えることになる可能性が高いが、衣料業界で職を得られる可能性及び低水準ではあるが何らかの住居を獲得できる可能性もある。こうした女性は国からある程度の基本的支援を与えられ、子どもを公立学校に入学させることができる。差し迫った支援が必要な場合は、**女性のシェルター**に仮住居を求めることができる。女性がバングラデシュで生活を立て直す際に耐えなければならない状況は、迫害又は ECHR の第 3 条に基づく権利の違反には概ねならないが、どの事案も、ある場合には、該当する女性及び子どもの特異な状況及び障害についての独自の事情に基づいて決定されなければならない。当然ながら、かかる女性が出身地域での迫害から逃れようとしている場合は、国内移動の試行は、不当に厳しいものになるが、第 3 条の権利の違反にはならない。

1.2.7 国内移動の妥当性及び合理性は、特定個人の個々の状況を踏まえて、事案ごとに慎重に検討しなければならない。ケースワーカーは、迫害者が提案される転居場所の当該個人を追跡する可能性及び、その地域で有効な保護が得られる可能性を検討する必要がある。意思決定者は、当該個人の年齢、性別、健康状態、民族性、宗教、経済状態及び支援

ネットワークの他、当該個人に提案される転居先の治安、人権状況及び自活できる可能性を含めた社会経済的状況も検討する必要がある。

以下も参照のこと。

- ・ [第2節：情報](#)

- ・ [国内移動に関する庇護指令及び、女性申請者の場合には、庇護請求におけるジェンダー問題](#)

[目次に戻る](#)

### 1.3 方針の概要

**1.3.1** 当該個人の特殊な状況及び略歴によっては、バングラデシュ政府から有効な保護を受けられる可能性は、資源が逼迫した、過大な負担を負う非効率な警察及び汚職の蔓延により制限される可能性がある。伝えられるところによれば、治安部隊の一部の構成員は、刑事免責に乗じて拷問等の重大な虐待を行っており、少数宗派、反体制派及び女性はこの虐待の被害者になることが多い。

**1.3.2** 国内の他の地域への国内移動は1つの選択肢であるが、脅威の性質及び原因や当該個人の個々の状況に左右されるものである。支援ネットワークがなく、生計手段を得る機会の真の見込がない独身女性の場合は、国内移動は非合理的になる可能性が高い。

[目次に戻る](#)

## 第2節：国別情報

### 2.1 歴史

2.1.1 バングラデシュの最近の歴史の概観については、フリーダムハウス(Freedom House)の報告書、[世界の自由：バングラデシュ及び出来事の時系列を記載する BBC のバングラデシュの概要](#)を参照。

### 2.2 経済

2.2.1 アジ化開発銀行(Asian Development Bank)の報告によれば、2014年度(FY2014は2014年6月30日まで)の国内総生産(GDP)伸び率は、およそ6.1パーセントであった。FY2015の予想伸び率は6.4パーセントである。

2.2.2 世界銀行(World Bank)が2013年6月に公表した報告書によれば、人口は増加傾向にあるにもかかわらず、バングラデシュの貧困層の数は2000年の6300万人から2010年には4700万人に減少した。報告書の続きによれば、貧困緩和は労働所得の伸び及び人口構造の変化と密接に関係しているということだが、『それでも、暮らし向き全般は全ての地域で著しく向上したが、バングラデシュでは貧困はやはり重大且つ根強い問題であり、およそ4700万人が現在も貧困生活を送っており、2600万人が極貧状態にある。また、農村地域の貧困は都市部よりも広範囲に見られ且つ、貧困度も高いのに対し、都市部では格差が大きい[...]生産力はここ数十年で徐々に低下しており、従属人口(労働人口に占める非労働人口)の比率低下を招く結果になっている[...]貧困軽減率は都市部及び農村地域全体ではほぼ同じであるが、極貧状態は『依然として農村地域に見られる現象である』。

2.2.3 バングラデシュ統計局(Bangladesh Bureau of Statistics)(BBS)によれば、国民1人当たり年間平均所得は1,190USDであった(2014年度の暫定値)。

[目次に戻る](#)

### 2.3 地理及び人口統計

2.3.1 バングラデシュの首都はダッカ(Dhaka)である。バングラデシュは7つの管区 - バリサル管区(Barisal)、チッタゴン管区(Chittagong)、ダッカ管区(Dhaka)、クルナ管区(Khulna)、ラジシャヒ管区(Rajshahi)、ロンプール管区(Rangpur)及びシレット管区(Sylhet)に分割される。2010年12月31日現在で、県は64、『ウポジラ』(郡)(Upazila) 483、『区』(所轄)(Thana)は599、『行政村』(Union Parishad)はおよそ4,500であった。国内にはこの他に6つの『大都市』及び309の一般都市もある。

2.3.2 バングラデシュの人口は、2014年7月現在でおよそ166,280,712人(うち男性が80,806,291人、女性が85,474,421人)であった。バングラデシュの大都市圏(括弧内は2011年時点の推定人口)は、首都ダッカ(1530万9100人)、チッタゴン(523万9,000人)、クルナ(178万1,000人)、ラジシャヒ(932,000人)である。バングラデシュの総国土面積は130,168平方キロメートルである。

2.3.3 バングラデシュの主要民族はベンガル人であり全人口の98パーセントを占める。残りの2パーセントは、部族集団及び非ベンガル人イスラム教徒等が占めている(1998年の国勢調査)。公用語はバングラ語、別称ベンガル語である。先住民アディヴァーシー(Adivasis)はおよそ200万人で、主にチッタゴン丘陵地帯に居住する。この先住民は12以上の部族集団で構成され、支配的部族はチャクマ(Chakma)、マルマ(Marma)及びトリプラ(Tripura)である。部族集団の多くは独自の言語又は方言を持つ。バングラデシュには、ビハーリー(Bihari)族と総称されるウルドゥー語系民族もいる。2004年時点で、全人口に占めるイスラム教徒は89.5パーセントで、ヒन्दゥ教徒は9.6パーセント、その他の宗派は0.9パーセントであった。

## 2.4 移動の自由及び国内移動

2.4.1 米 국무省が2013年の出来事を網羅した年次報告書の中で述べたところによれば、国内移動、海外渡航、入国及び強制送還の自由は法の定めるところであり、情勢が不安定なチッタゴン丘陵地帯(CHT)及びコックス・バザール県を除き上記の権利は概ね尊重されている。米 국무省によれば、『パスポート所持者は出国許可証又はビザがなくても出国できる。女性や少数派に対する特別な規制措置はないが、『聖公会国際女性ネットワーク(International Anglican Women's Network)によれば、女性の移動の自由は、自宅近隣に及び地元の近隣家庭に制限されるのが一般的である。報告書の続きによれば、『イスラム教の慣習であるパルダ(社会的隔離)(purdah)では、教育、仕事及び社会参加等の自宅外部での活動も制限することができる。この制限の程度は、個々の家族の伝統によって大きく異なるが、女性の多くは全般的に、かかる活動への参加に夫の許可が必要である。

2.4.2 女性に対する暴力及びその原因と影響に関する2014年4月の特別報告者の報告(Report of the Special Rapporteur)によれば、

『バングラデシュでは、障害を持つ女性、先住民及び少数民族の女性及び出稼ぎ労働者を含め、女性の多くは複合的且つ分野横断的形態の差別を受けている。女性に対する暴力はバングラデシュ全域で深刻な懸念であると広い範囲で認識されているが、遺憾なことに、あらゆる形態の女性に対する暴力についての包括的内訳データは依然と

して入手できない。[...]女性の人権享受は、ジェンダーの社会文化構造に概ね影響される。バングラデシュでは、女性の役割及び地位は主婦業、具体的には母親業とされるのが特徴である。この固定概念によって女性は不利な立場に置かれ、女性はその権利、特に保健医療及び教育の権利を享受できない状態にある。女性はこの固定概念も障害となって、女性社会の変革及び発展全体に貢献することができない。

**2.4.3 UNICEF が 2010 年 6 月に述べたところによれば、『バングラデシュのような厳格な家父長制社会では、男性の保護者及び扶養者がいない限り、女性は立場が弱く、コミュニティから虐待及び隔離されやすい。』**

**2.4.4 カナダ移民・難民局(Immigration and Refugee Board of Canada)が独身女性について 2013 年 10 月付の回答の中で述べたところによれば、**

『女性が独力でバングラデシュの他の地域に移動できる可能性について、[ダッカの BRAC 大学の]人類学教授は以下のように述べた。

『他の分野と同様に、独身女性の国内移動は他の女性に比べてはるかに困難である。国のサービスがないため、人々は親族関係及び地元コミュニティの社会支援制度に依存して生活する。離婚後間もない女性又は独身女性の移動は、社会とのつながりによる利益が全くなく、男性の保護者がいない限りあらゆる不利な処遇を受けることになる。(Professor 2013 年 10 月 2 日)

『ライス大学(Rice University)の女性・ジェンダー・性的区別センター(Center for Women, Gender and Sexuality)の客員研究者で、ダッカ大学(University of Dhaka)の法学部准教授によれば、バングラデシュの農村地域では、男性後見人がいない若い女性は、「社会的から排斥され」、独身女性及び離婚女性は社会から見下されるのが一般的である(客員研究者 2013 年 10 月 3 日)。同研究者によれば、バングラデシュでは、独身女性、離婚女性及び未亡人は「持続可能な生活を構築する十分な資源を与えられない」(同上)。国内で移動する場合は、さらに困難で、「再犠牲者化」の可能性に遭遇する(同上)。AHRC の報告によれば、バングラデシュの多くの場所では、女性は男性の同伴なしに出歩くのは危険であり、女性及び女兒は「ほぼ日常的に」ストーキング及び性暴力の被害者になっている(AHRC 2012 年 3 月 8 日)。

『複数情報筋によれば、バングラデシュの地主は、共同住宅の賃貸契約に男性の連帯署名者を義務付けているが、これは法的要件ではない(Research Initiatives Bangladesh 2013年10月2日、客員研究者 2013年10月3日、Professor 2013年10月2日)。男性の

連帯署名者が必要になる程度は、情報筋によってばらつきがあり、AHRC のプログラム・オフィサー(Program Officer)によれば、「ほぼ全ての一般女性」には夫又は兄弟等の男性連帯署名者が必要だが、映画俳優や有名政治家等は例外である(AHRC 2013 年 10 月 1 日)ということだが、Research Initiatives Bangladesh の所長によれば、「時々」男性の連帯署名者が必要になることもあるが、地主及び場所によって「たいていは」必要ないということである(2013 年 10 月 2 日)。

2.4.5 2009 年 6 月 17 日に公表された、米国の難民・移民委員会(Committee for Refugees and Immigrants) (USCRI)の『世界難民調査 2009』の記録によれば、『1972 年憲法では、移動の自由の保護を国民に留保しているが、1946 年の外国人法 (Foreigner's Act)では、難民に対する例外を設けず、特定の場所への居住を外国人に義務付けることを政府に許可しており、その移動に「あらゆる制限」を課している。バングラデシュには、難民及び庇護希望者の拘束を定める法律、規則又は正式な政策はなく、当局は恣意的に行っているに過ぎない。』

[目次に戻る](#)

## 2.5 憲法

2.5.1 改正事項を記載した全文については、[バングラデシュ人民共和国憲法](#)を参照のこと。序文によれば、憲法は、民主的プロセスを通じて搾取のない社会主義社会を実現する国家の基本的目標であり、法の支配、基本的人権及び、政治、経済及び社会的自由と平等と正義が全国民に保証される...

[目次に戻る](#)

## 2.6 政治制度

2.6.1 ジェーン的安全監視評価(Jane's Sentinel Security Assessment)によれば、『政府が 1991 年の議会制度を改正して以降、議会によって 5 年任期で選任される国家元首である大統領は、行政当局を束ねる首相の助言に基づいて行動する。首相は大統領に任命され、政府の最高責任者であり、議会全体に責任を負う内閣を統括する...首相の書面による要求がある場合は、大統領は議会を解散することができる。』

2.6.2 英外務連邦省(Foreign and Commonwealth Office)のバングラデシュにおける政治的暴力に関する報告によれば、

『2008年12月に行われたバングラデシュの第9回議会選挙は、ほぼ2年ぶりに暫定軍事政権から民主主義国家への復活を果たした。その後5年を経て、バングラデシュは、経済及び社会的に多大な進歩を遂げたが、対立ひしめく暴力的な政治文化には有意義な変革はほとんど見られなかった。この結果、2014年1月5日にバングラデシュで行われた第10回議会選挙は、選挙協定に対する政党の総意が得られなかったことで、悲惨な暴力、脅迫及び経済的混乱(ゼネストの実施及び道路封鎖)で特徴付けられるものになった。』

2.6.3 ヒューマンライツ・ウォッチ(Human Rights Watch) が2014年4月の報告書、『2014年の選挙前及び選挙後期間にバングラデシュで見られた野党による暴力及び政府の職権濫用』の中で述べたところによれば、2014年1月にバングラデシュで行われた議会選挙はこれまでで最も暴力にまみれた選挙だった。選挙前から選挙後の数ヶ月間にわたって見られた政治的暴力は、国内各地で数百人の死傷者を出した。

2.6.4 ジェーンの報告によれば、2014年1月の選挙では、アワミ連盟(Awami League) (AL)が234議席を獲得した。報告の続きによれば、『国民党(Jatiya Party)が34議席で野党第1党になったが、これは、単に、ALの従来 of 反体制派であるBNP(バングラデシュ民族主義党)[Bangladesh Nationalist Party]が、選挙を監督するための中立政府の要求が却下されたのを受け、2014年1月の選挙をボイコットしたためである。

[目次に戻る](#)

立法

2.6.5 ジェーン的安全監視評価によれば、

『立法権は、5年任期で、領土選挙区による総選挙で選出される議員300人で構成されるJatiya Sangsad(一院制議会)に与えられている。議会に導入された法案は、首相ではなく議員を長とする適切な委員会の審議に委ねられる。議員の職務及び責任遂行を支援する議事規則機関が存在する。人口の急激な増加にもかかわらず、1972年以降、選挙区及び議員数の増加はなかったが、暫定政権期間には、133の選挙区改正が行われた。地方自治体レベルでは、管区、県、郡、村及び集落に分割される。』

2.6.6 米務省が2013年の出来事を網羅するバングラデシュに関する人権報告書の中で述べたところによれば、

『女性又は少数派の投票又は政治参加を阻止する法律はない。女性は直接選出される議会の300議席に立候補する資格を与えられており、50議席は女性の指定ゲイ席

になっている。[2013年]の女性議員は69人であった。選挙で選出されたのは19人で、議会に占める割合に基づいて各政党から50人が選出された。閣僚は5人で、副大臣は3人である。6月2日にシリン・シャルミン・チョードリー(Shirin Sharmin Chaudhury)が議会の議長に就任した。少数派の指定議席に対する規定はない。

[目次に戻る](#)

## 2.7 保護主体

### 治安部隊

2.7.1 米務省が2013年に関する国別人権報告書の中で報告したところによれば、『内務省(Ministry of Home Affairs)(MHA)の管轄下に置かれる警察は、国内治安及び法秩序を維持する義務がある。軍は首相府の下に組織され、対外治安に責任を負うが、必要に応じて、「文民当局を支援する」様々な国内治安責務に対する協力を求められることもある。軍及びMHA治安部隊は、1997年のCHT平和協定(Peace Accord)の監視においてチッタゴン丘陵地帯(CHT)における存在感を高めている。

### 警察

2.7.2 2014年7月25日に更新されたジェーンの安全監視評価によれば、

『警察は大きく分けて、交通部、武装警察部隊(Armed Police Battalion)(APBn)、刑事捜査課(Criminal Investigation Department)(CID)、特別部(Special Branch)(SB)、緊急行動部隊(Rapid Action Battalion)(RAB)、大都市・地区所轄の部門に分かれている。6大都市(ダッカ、チッタゴン、クルナ、バリサル(Barisal)、シレット及びラジシャヒ)には、長官の指揮下にある専属の大都市警察部隊が設置されている。所轄は7つあり、国内の6大都市及び鉄道警察に1箇所ずつある。APBnも10箇所あり、首都及びチッタゴン丘陵地帯等の管理上重要な地域を網羅している。』国際危機グループ(International Crisis Group)(ICG)の2009年の報告書の記録によれば、バングラデシュの警察部隊は警察官123,197人で構成される。これは国民およそ1,200人当たり1人の割合で、南アジアで最も低く、国連の推奨比率1:450の3倍も低い。ICGの続きによれば、『人口1200万人[2008年]の大都市ダッカは、およそ520人に1人となっており推奨比率にかなり近いが、首都の治安ニーズを満たすにはまだ不十分だということである。他の大都市はこれを大きく下回る。例えば、北東部のシレットでは、市民3,500人に警察官1人、リゾート都市のコックス・バザールでは、2,000人に1人という割合になっている。シレット市の警察幹部職員は、管区でよく聞かれる苦情を次のように話した。『警察は人材不足で、危機的状況になりつつある。警察より犯罪の方が多いう現状で、犯罪にどう取り組めばいいのか。警察には逮捕する人材がないことを知っているため、犯人は自由に歩き回ることができる。』

2.7.3 2009年10月に開始され、2014年9月30日を予定期限とするバングラデシュの国連開発計画(UDP)が警察改革プログラムフェーズIIについて、これまでの成果を報告したところによれば、

- ・被害者支援センターをダッカ及びランガマーティー(Rangamati)に設立し、2009年10月からこれまでに、女性及び子ども合わせて1,661人にサービスを提供した。
- ・国内6箇所の完成した警察署モデル(Model Thana)及びほぼ完成した18箇所のサービス調達センターを通じて、757万人を超える人々が警察業務を気軽に利用できるようになった。
- ・国内2,330箇所のコミュニティの警務フォーラムの強化。
- ・全捜査担当員の16%を含む、警察職員、NGO職員及びコミュニティ住民合わせて21,000人以上の訓練。
- ・バングラデシュ警察に支援を提供し、女性警察官の数を全警察官が1.8%から4.53%に倍増。
- ・警察条例2007の草稿改正の支援及び、バングラデシュ警察戦略計画2012-2014の公表。
- ・警察本部内における新規情報及び通信技術管理構造及び、警察の遠隔通信及び情報管理の確立に対する賛同。

## 軍

2.7.4 バングラデシュ軍の総兵力はおよそ172,000人(陸軍14,000人、空軍17,000人及び海軍15,000人)で、予備兵が50,000人である。ジェーンによれば、

『軍はこれまで長い間、政治に関与しており、バングラデシュの有効な統治に軍の支援は必要不可欠である。三大政党の活動から生まれた派閥主義が広く浸透しており、優遇された軍関係者の特定集団内に支持基盤が構築されている。これは3軍の組織的連携及び職業能力に悪影響を及ぼした。議員に限らず支配者層は、様々な手段で軍に対する支配権の維持を目指している。支持基盤の助長に向けた活動によって軍の部隊は分断された。』

[目次に戻る](#)

## 有効性

2.7.5 ジェーンの安全監視評価によれば、

『バングラデシュの警察部隊は機能不全に陥っているというのが大方の見方である。これは特に、汚職の蔓延、人権侵害(RABによる、2000年代半ばのJMB[ジャマトウル・ムジャヒディン・バングラデシュ(Jamatul Mujahedin Bangladesh)])を阻止する指導的役割後の、特に告発対象者に対するもの)及び劣悪な労働条件による。新

しい警察部隊の創設及び警務の質向上に向けた動きが 2002 年から続いている。2003 年には、国連開発計画(UNDP)により、初めての真剣な警察改革イニシアティブが発足した。これによって、2007 年に説明責任メカニズムの創設、警務に対する違法な政治介入の制限及び専門職化法の施行により警察法の改正を求めた警察条例案(Draft Police Ordinance)が発案された。しかし、この条例案は頓挫し、結局制定されなかった。2012 年後半には、「戦略的計画 2012-14」が立ち上げられたが、目標に基づく進展はほとんどなかった。犯罪管理、社会秩序、交通、諜報活動、地域社会の取締り、人材、ロジスティックス、訓練、ICT 及びサービス調達が 10 大優先分野であり、人権及びジェンダー平等の向上にも主眼が置かれている。

#### 2.7.6 ノルウェー出身国情報センター(Norwegian Country of Origin Information Centre)、Landinfo が公表した 2013 年 7 月 4 日付報告書の概要によれば、

『バングラデシュの警察は、全般的に非効率で全レベルで汚職が蔓延している。低賃金、教育水準の低さ及び劣悪な労働条件は、汚職の蔓延及び圧力への弱さを悪化させている。警察の刑事犯罪捜査はたいてい不十分で、警察は与党党員の捜査を行うことを嫌がる。個人的及び政治的「敵対者」を陥れ、金銭的利益の獲得するための悪意のある告発及び虚偽の事案が複数発生している。

#### 2.7.7 REDRESS はバングラデシュで発生する拷問、法律及び勧告に関する報告書の中で、以下のように結論した。

『バングラデシュでは、依然として拷問が広く利用されている。公共部門全体を見ると、インフラ、職員、訓練及び適切な捜査用備品等の基本的資源が不足しており、これが、拷問の利用を「有効」且つ許容可能な刑事捜査手段にしてしまっている。三権分離は基本的になく、執行機関からの政治的干渉は政治的動機に基づく意思決定及び、拷問に関与した疑いがある警察職員の懲戒免職の欠如等の人権擁護に対する説明責任の欠如をもたらしている。警察関係者は、複数の法律で定められている刑事免責の恩恵を被っている。警察官が行った拷問の苦情申立てを処理する機能的且つ独立した制度はないため、拷問又は人権侵害に関連する申立ての訴追が成功する見込みはほとんどない。』

#### 2.7.8 REDRESS の報告の続きによれば、

『警察関係者による拷問の主な目的は、「自白供述」を得ることである。被疑者は基本的に以下のようなパターンで拷問を受けるに至る。被疑者はまず警察に逮捕され、その時点で言葉による虐待、平手打ち又は蹴りを数回受けることがある。被疑者は逮捕後 24 時間以内に治安判事に引き渡されなければならないことになっており、警察はその時点で、逮捕者の最大 15 日間の再拘留を要請することができ

る。再拘留ほどの被拘禁者も恐れるものである。自白を引き出し、犯罪の早期「解決」を目的とする殴打、脅迫行為、電気ショック、蹴り及び言葉の虐待を受けるのはこの期間である[...]警察関係者が、拷問又は長期拘禁を免除する対価として被拘禁者又はその家族に賄賂を要求したという報告も複数ある。

2.7.9 国連人権理事会の女性に対する暴力及びその原因と影響に関する特別報告者の報告の付属書：バングラデシュ派遣団(2013年5月20日から29日)によれば、

『警察業務の再規定に向けた積極的な措置が複数講じられた。例えば、警察改革プログラムを通じてモデル警察署に対するジェンダーガイドラインが起草された。特別報告者が得た情報によれば、警察は、女性に対する暴力を処理する際に「ゼロトレランス」政策を適用している。政府も、その警察改革プログラムを通じて、ジェンダーを配慮した警察活動を推進し、被害者支援サービスを向上する措置を講じた。2009年に、Tejagon 郡モデル警察署に被害者支援センター(Victim Support Centre)が初めて設立された。国内 10 箇所の NGO は、警察と協定覚書を結んで、社会復帰サービスを実施している。警察活動環境に同センターが設立されたことによって、被害者は安全且つ保護された環境で警察に犯罪を届けやすくなった一方で、専門的サービスも受けられるようになった。特別報告者がランガマーティー(Rangamati)の警察官から得た情報によれば、女性警察官の採用増員に向けた努力が行われたが、現在警察官 14,000 人のうち女性警察官はわずか 5,000 人だということである。クルナ管区警察の男性職員の主張によれば、一部の被害者は、関係を持ったことを拒否する相手を罰するために、強姦又は性的暴行事件の虚偽の届出に協力するという一方で、特別報告者はこれを憂慮すると共に、こうした態度は同じ行為の連鎖を生むと考える。

2.7.10 報告書の続きによれば、

『バングラデシュにおいては、女性に対する暴力行為の加害者の捜査、訴追及び処罰に関連する重要な課題は、刑事司法の連携した対応、専門知識及び信頼できる捜査の実施メカニズム、包括的な救済メカニズム及び女性に対する暴力の根本原因と影響の理解の欠如に原因がある。[...]伝えられるところによれば、性的暴力については特に、犯罪捜査の基本的専門知識及び施設もないということである。警察官は、必要な証拠収集を行わないか、意図的にそれを隠蔽することが多い。性的暴力事件後に行う身体検査は、届出後可能な限り速やかに行うことになっているが、管轄権を有する裁判所の遅延は日常茶飯事である。女性は、警察及び医者の家父長制重視、非効率、近代的施設の欠如及び手続きを通じた不正行為等の要因により、その外傷を的確に文書化し、健康診断書に反映してもらえないという保証もないということである。』

2.7.11 Odhikar が 2013 年の出来事を網羅した年次報告書の中で述べたところによれば、

『バングラデシュには、女性に対する暴力行為の加害者を罰する特別な刑法はない。法律の未施行、法執行機関内の腐敗及び家庭内暴力問題に対する警察の無関心は — 地元の政治化との癒着と共に — 全て、加害者の保護及び被害者に対する裁判拒否の一翼を担っており、女性に対する暴力が蔓延するのはこのためである。家庭内暴力、持参金絡みの暴力、強姦、酸攻撃、ストーキング及び女性差別は社会全体に広がっている。』

2.7.12 米務省は、2013 年の出来事を網羅した年次報告書の中で、『治安部隊は社会的暴力の防止を怠った』と報告している。

2.7.13 米務省の 2013 年の報告によれば、

『文民当局は政府軍の実効的支配を維持しており、政府には職権濫用及び汚職を調査及び処罰するメカニズムが複数あるのだが、このメカニズムが定期的に活用されることはなかった。政府は、警察の職業意識、規律、訓練及び対応力の向上並びに、腐敗の低減に向けて複数の措置を講じた。例えば、2011 年には、RAB[緊急行動部隊]に 20 人構成の内部問題課が設立され、2 件の虐待申立てが受理された。2013 年末時点で、一方は取り下げられ、もう一方については措置が講じられていた。警察は、コミュニティに根差した警務実施推進キャンペーンの一環として、基礎訓練に武力の行使に関する指示を組み込んだ。』

『かかる努力にもかかわらず、RAB を含め、治安部隊による職権乱用が相次いで発生し、刑事免責が適用された。原告は、長期に及ぶ審理手続き及び報復の恐怖を理由に、刑事事案で警察を告発するのを本意としなかった。警察に対する告発を嫌う姿勢も刑事免責の風潮を定着させた。』

2.7.14 報告書の続きによれば、

『憲法及び法律は拷問及び他の残忍で非人間的且つ品位を傷つける扱いは処罰を禁じているが、国内及び国際人権擁護組織及び報道機関の報告によれば、RAB 等の治安部隊及び警察は、逮捕及び取調べ時に拷問及び身体的及び精神的虐待を行った。治安部隊は脅迫行為、殴打及び電気ショックを利用した。Odhikar によれば、治安部隊によって 23 人が拷問を受け、8 人が死亡した。拷問に関与した個人が政府によって告発され、有罪判決を受け、処罰されることはほとんどなかった。』

#### 2.7.15 トランスペアレンシー・インターナショナル・バングラデシュ

(Transparency International Bangladesh)が2012年12月付の全国家計調査2012の中で報告したところによれば、法執行機関からサービスを受けた調査対象者のうち75.8パーセントは何らかの形態の汚職の犠牲者であった。汚職の犠牲者のうち89パーセントは賄賂を支払った又は強制的に支払わされた。賄賂の支払に関する家計調査によれば、賄賂を支払った家族の目的の第1位は、一般調書(General Diary)又は一次報告書(First Information Report)FIRの届出(25.9%)で、次いで、正確且つ完璧な情報及び煩雑な手続きのない検証/許可証(20.4%)、逮捕免除(14%)、交通規則違反の提訴免除(11.7%)、被疑者逮捕(8.1%)及び適切且つ適時の訴状提出(7.2%)の順であった。

#### 人権侵害及び刑事免責

2.7.16 アムネスティ・インターナショナル(Amnesty International)の2014年9月の報告によれば、『ここ数年にわたってバングラデシュで相次ぐ一連の人権侵害を報告したが、これに対する取り組みは全く見られなかった。人権侵害には、強制失踪、拷問、表現の自由の制限、超法規的処刑、少数派に対する暴力、女性に対する暴力、チッタゴン丘陵地帯の先住民の状況及び死刑等が挙げられる。』

2.7.17 Odihikar が2013年の出来事を網羅した年次報告書で以下のように報告している。

『バングラデシュの歴代政府はいずれも、人権侵害の調査義務、特に司法分野における、犯罪活動の容疑者の徹底した訴追による加害者を重視した適切な措置の実施義務、被害者に対する有効な救済措置、受けた創傷に対する確実な補償、人権侵害に関する真実を知る不可分の権利の確保及び、人権侵害の再発防止に向けた必要な他の措置の実施義務を果たさなかった。これによって、刑事免責の文化に深く根を下ろさせる結果になった。[...]バングラデシュでは、警察は、国内で最も腐敗した機関の1つであると思う。被疑者から金銭を巻き上げるための拘禁中の拷問の使用は、警察署では習慣的になっている一方で、警察職員の不正行為に対する調査及び処罰はたいてい警察寄りである。警察及び法執行機関の間では刑事免責の文化が概ね浸透している。

2.7.18 ヒューマンライツ・ウォッチ(HRW)が2013年の出来事を網羅したワールドレポート2014年の中で報告したところによれば、

『バングラデシュの治安部隊は、街頭抗議運動を阻止するために頻繁に過度の武力を行使しており、2013年2月から10月までに、抗議者150人以上が死亡し、少なくとも2,000人が負傷した。抗議者が多数逮捕されたにもかかわらず、バングラデシュ当局は治安部隊の構成員に責任を問う有意義な努力を行わなかった。2014年の3月

及び4月にシャールバグ(Shahbagh)運動、イスラム協会(Jamaat-e-Islami)の支持者及び治安部隊間で発生した衝突では、治安部隊による発砲により、抗議者50人以上が命を失った。

『2014年5月5日から6日のHefazatの抗議運動に対し、準軍事組織の緊急行動部隊(RAB)及びバングラデシュ国境警備隊(Border Guards Bangladesh)(BGB)は群衆に無差別に発砲した上、法に違反して抗議者を殴打し、これによって50人が死亡した。この事件で治安部隊員及び警察官少なくとも12人及び与党アワミ連盟党員3人が犠牲になった。』

2.7.19 アムネスティ・インターナショナルの報告によれば、『選挙に抗議する反体制派抗議運動(2014年1月)では頻りに武力が行使され、これによって、100人を超える死者が出た。多くは警察と抗議者間で発生した武力衝突による死亡者であった。何人かは対立政党の支持者間の衝突で命を失った...』報告の続きによれば、『これだけの死者を出す結果になった作戦に関与した警察又は治安部隊関係者が独立した公平な仕組みで調査された事実は確認できなかった。結果的に、違法処刑の罪で起訴された者はいなかった。』

2.7.20 HRWの2014年7月の報告によれば、『バングラデシュ政府は**準軍事組織、緊急行動部隊(RAB)を解散**すべきである。[...]ヒューマンライツ・ウォッチによると、2014年7月に発生した男性7人の接触致死にRAB隊員が関与した証拠は、国民の激しい怒りを引き起こした。伝えられるところによれば、ある与党党員のためだということである。これも、治安部隊がいかに殺人分隊として活動しているかを示す事例である。[...]BNP、次は暫定軍事政権、そして2009年以降はアワミ連盟率いる歴代政府は、この10年にわたって、刑事免責付きでRABの活動を許可し、重大かつ組織的な人権侵害を引き起こす結果を招いた。RABは、この10年間に発生した多数の拷問及び他の虐待行為、恣意的な逮捕及びおよそ800人の殺人に関与している。』

2.7.21 人権擁護組織のOdhikarは、特に、政治的暴力、超法規的処刑、拘禁中の拷問及び強制失踪の申立ての問題を扱う[人権監視報告書](#)を毎月作成している。

2.7.22 Odhikarが2013年の人権報告書の中で述べたところによれば、

『Odhikarが収集した情報によれば、2013年1月から12月までに、329人の民間人が警察による超法規的処刑の犠牲になった。超法規的処刑の犠牲者329人のうち169人は射殺され、4人は集中攻撃で死亡し、1人は政治的暴力の中で撲

殺された。それ以前の超法規的処刑の犠牲者は 2012 年が 70 人、2011 年が 80 人、2010 年が 127 人、2009 年が 154 人であった。』報告書の続きによれば、『警察は、「集中攻撃における死亡」、「エンカウンター」等の異なる表現を使って超法規的処刑に対する関心を他に向けようとしたが、警察関係者によれば、警察が集中攻撃を広範囲に用いる時は、標的になる被害者は通常 1 人で、逮捕者から所持していた武器を回収し、隠れている共犯者を誘き出した上で、発砲する。この過程で犠牲になるのは逮捕者だけだということである。』

2.7.23 REDRESS が 2013 年 10 月の報告書の中で、バングラデシュにおける拷問について述べたところによれば、

『過去 10 年間に発生した拷問事案に関するバングラデシュの人権擁護組織 Odhikar の年次報告書では、以下のカテゴリーの拷問被害者が特定された。

- ・行商人、露天商及び店員含む貧困及び周縁化集団。法定代理人を雇えないかかる個人は、自白を引き出すために拷問を受ける可能性があり、犯罪容疑で無罪である場合でもその後の保留調査に関与させられる可能性がある。
- ・少数宗派 — ヒンドゥー教徒、仏教徒及びキリスト教徒等 — も、拷問及び虐待の対象にされ、軍、過激派集団及び、バングラデシュ南東部のチッタゴン丘陵地帯のベンガル人移植者が実行者だということである。
- ・バングラデシュ民族主義党等の野党第 1 党及び与党に反対する他の全組織を含む野党活動家。このカテゴリーには、Hizb-ut-Tahrir 等の「非合法化」組織も含まれる。
- ・「秘密」又は「非合法化」政党の党员。
- ・ジャーナリスト、人権擁護活動家、弁護士、社会活動家及び教員等の、人権問題を発言する個人、

2.7.24 同報告書の続きによれば、超法規的処刑及び強制失踪も広い範囲で報告された。かかる処刑は、『エンカウンター殺人』又は『集中攻撃殺害』として取り下げられることが多い。警察又は RAB 職員に以前連行されたと言われる、空き地や野原等で回収された個人の遺体には、広範囲の痣、爪を剥がされた形跡、創傷及び骨折等の拷問及び虐待の形跡があることが多い。

2.7.25 REDRESS の結論によれば

『バングラデシュでは、拷問は依然として広く行われている。公共部門にはインフラ、職員、訓練及び適切な捜査用備品等の基本的資源が不足しており、これが、拷問の利用を「有効」且つ「許容可能な」刑事捜査手段にしている。』

『三権分離は基本的になく、執行機関からの政治的干渉は政治的動機に基づく

意思決定及び、拷問に関与した疑いがある警察職員の懲戒免職の欠如等の人権擁護に対する説明責任の欠如をもたらしている。警察関係者は、複数の法律で定められている刑事免責の恩恵を被っている。警察官が行った拷問の苦情申立てを処理する機能的且つ独立した制度はないため、拷問又は人権侵害に関連する申立ての訴追が成功する見込みはほとんどない。』

汚職も参照のこと。

[目次に戻る](#)

## 2.8 法の支配及び司法

2.8.1 憲法第 35 条(3)によれば、『刑事犯罪で告発された全ての個人は、法律により設立された独立した公平な裁判所又は審判所により迅速な公判を受ける権利を有するものとする。』となっている。第 27 条は『全ての国民は法の前に平等であり、法の平等な保護を受ける権利を有する』と規定している。

### 組織

2.8.2 2013 年 4 月に、バングラデシュ最高裁判所の法廷弁護士、Md. Ershadul Karim が公表した『バングラデシュ人民共和国の法制度に対する研究ガイド』によれば、

『バングラデシュの司法体系は、最高裁判所、下級裁判所及び審判所から成り、それぞれの制定法の規定の下に設立された。バングラデシュ最高裁判所は、上訴部門及び高裁部で構成される。最高裁判所は、バングラデシュの最上級裁判所であり、他の裁判所及び審判所はこれに従属する。最高裁判所は憲法及び土地に関する他の法律を解釈する裁判権を有し、憲法の番人である。憲法は、最高裁判所判事の任命、任期、権限及び職務に関する詳細規定を定めている... 最上級控訴裁判所である上訴部門は、高裁部の判決、指令、命令又は実刑宣告の上告を審理及び決定し、上訴部門の判決及び命令を見直す裁判権を有する... 高等裁判所は、上訴管轄権及び一審裁判権の両方を有する。高裁部は、下級裁判所及び審判所の命令、指令及び判決の上告を審理する。』

2.8.3 報告書の続きによれば、

『下級裁判所及び審判所には様々な種類がある。かかる裁判所及び審判所は制定法によって創設される。その権限、職務及び管轄権もそれぞれの制定法によって決定される。上記は、バングラデシュの司法制度の一審裁判所である。かかる裁判所及び審判所では、大量の民事及び刑事事案の審問及び審理が行われる。この裁判所及び審判所とは別に、行政審判所もある。バングラデシュの下級裁判所は、大きく分けて、民事裁判所と刑事裁判所の 2 つの区分に分割することができる。』

## 非正規の司法制度

### 集落法廷及び Salish

2.8.4 国連開発計画(UNDP)の報告によれば、「バングラデシュ政府が国連開発計画の支援を受け、EU(欧州連合)から資金供与を得て採用したイニシアティブである集落法廷の設立によって、原告が従来の裁判所制度でたいてい経験する時間、費用及び煩雑さが軽減された。」 UNDP によれば、

- ・『2010年からこれまでに国内各地の集落法廷が受理した事案は32,000件を超える。このうちおよそ25,000件が解決している。
- ・集落法廷の受益者のおよそ70% — 申立者も被申立者も — 経験に満足している。
- ・従来の裁判所制度であれば、同じ事案で解決に至るのに10年以上かかるのに対し、事案の解決に要する期間は平均28日である。』

2.8.5 バングラデシュにおける集落法廷の活動目的は、『集落法廷の設立によって従来の司法制度に代わる紛争解決制度を国内350県(UP)で強化することである。不遇な立場にある集団及び周縁化された集団に裁判を受ける機会を拡大し、バングラデシュにおける人権擁護システム及びプロセスを高めることである。』

2.8.6 UNDPの報告によれば、議会は『2013年9月18日に、集落レベルでの円滑な司法業務の実施に向けて2006年の現行集落法廷法に新規条項を複数盛り込んだ集落法廷(改正)法案2013を可決した。これは大きな成果であり、集落法廷プロジェクトの目に見える結果になった。』報告の続きによれば、『この改正法には、集落法廷委員会に女性の代表を義務付け、それによって事案審理を通じて女性被害者の言い分を聞くことで、ジェンダー・センシティブティ及び女性の権力拡大を図るという側面もある... この法案には、虚偽の事案を集落法廷に提出する傾向を断ち切るための規則が組み込まれており、虚偽の告訴を行った場合は、5,000タカの罰金刑が科せられる。』

2.8.7 国連人権理事会の女性に対する暴力及びその原因と影響に関する特別報告者の報告の付属書：バングラデシュ派遣団(2013年5月20日から29日)によれば、

『複数の法秩序の共存は...女性が裁判及び適正手続きを受ける機会を妨げている。従来の慣習に基づく慣行及び恣意的フォーラム及び判決(salish)は、官僚色が強く、大量の未決事案で過大な負担を抱え、多額の費用を擁する裁判所に代わる機能として農村地域で普及している。Salish制度に基づく処罰はたいてい、公開制で行われ、恣意的且つ被害者の品位を傷つけるものである。

『裁判拒否、費用及び長期に及ぶ裁判手続きという現在の課題を考えて、被害者及びそ

の家族の多くはこれまで、この代替紛争解決制度(ADR)を選択してきた。一部の市民団体組織は、刑事判決制度又は地元の **salish** 制度で正義を求められない農村地域の女性に特に、仲裁サービスを提供する方法で有益な支援を提供した。こうした NGO の中には、ADR が女性の言い分を十分に聞き、その権利を支持できるような状況を目指して努力しているものもあるが、家父長制及び男性偏重主義の普及並びに、ジェンダーを配慮した仲裁者／ファシリテーターの不足を考えると、これは、全ての事案で保障できるものではない。ADR は家庭内暴力の防止や持参金の要求の撤廃や加害者による女性の脅迫の抑制には役立たない。』

#### 2.8.8 女性に対する暴力について特別報告者が述べたところによれば、

『女性の多くは、従来の司法制度、つまり、**salish** 制度を介して救済を求める。女性は暴力に対する救済をほとんど又は全く与えられないことが多いため、これは女性達に二重被害を引き起こす可能性がある。女性は、不適切又は非道徳的とみなされる処罰行為で女性を従属させるのによく使われるファトワ(**fatwa**)に基づく鞭打ち及び石投げを受ける可能性もある。伝えられるところによれば、このような処罰を苦にして多くの女性が自ら命を絶っている。

#### 独立性

#### 2.8.9 米務省の報告によれば、

『司法の独立は法の定めるところであるが、下級裁判所の判事任命権及び司法当局者の賠償責任を行政当局に与える憲法規定は、司法の独立性を損ねる可能性がある。裁判所制度は汚職及び大量の未決事案によって弱体化している上、継続期間が長期に及ぶことにより、被告の多くが、証拠捏造、被害者の脅迫及び証拠紛失により公正な審理を受けられない状態になっている。複数の人権監視団によれば、2013 年を通じて、治安判事、弁護士及び裁判官は、多数の訴追事案で被告に賄賂を要求した。

2.8.10 フリーダムハウス(Freedom House)が 2013 年の出来事を網羅した世界の自由 2014 で述べたところによれば、『1999 年の最高裁判所命令では、司法と行政の分離が命令されたが、司法の政治化は依然として問題である。政府当局は依然として、上級裁判所の判事を任命しており、中には政治的偏見が明らかにわかるものであったことから、最高裁判所弁護士会(Supreme Court Bar Association)の抗議運動を引き起こしたのものもある。政治的圧力による証人に対するいやがらせ及び事案の取下げも懸念される問題になりつつある。裁判所制度は墮落傾向にあり、大量の未決案件は 200 万件にも及ぶと推定される。』

[目次に戻る](#)

## 公正な裁判

### 2.8.11 2013年の米務省の報告によれば

『公正な裁判を受ける権利は法の定めるところであるが、汚職に加え、職員及び組織の能力不足により、この権利が司法によって常に保護されるとは限らない。2013年6月2日に司法の賃金引上げが実施され、適格性に応じて基本給が29,200タカ(\$365)から39,600タカ(\$495)に引き上げられた。検事の月給は3,000タカ(\$37.50)に審理報酬1時間当たり200タカ(\$2.50)と低く、判決を有利にするために賄賂を受け取りたがる者がいるのはこのためである。被告は推定無罪であり、上訴権及び政府の証拠資料を閲覧する権利を有する。被告は自身の罪状について速やかに情報を伝えられその詳細を知る権利も有する。迅速裁判法(Speedy Trial Act)により、殺人、性的暴行及び窃盗等の特定の犯罪については、審理が不当に遅延しなくなった。判決を下すのは陪審員ではなく判事で、審理は公開制である。金銭的余裕がない被告は、国選弁護士を依頼する権利を有する。被告は、十分な時間をかけて抗弁の準備を整える権利も有する。休廷は未決事案が蓄積する要因の1つになっている。被告には法定代理人を依頼する権利、訴状を見直す権利、証人を喚問する権利及び評決を上告する権利があるが、政府は頻繁にこの権利を無視した。』

### 2.8.12 Odhinar が人権に関する年次報告書 2013 の中で述べたところによれば、

『バングラデシュでは、資源の欠如、判事の低給与及び劣悪な労働条件が司法の運営を脆弱化させており、下級裁判所における汚職の主な理由になっている。トランスペアレンシー・インターナショナル・バングラデシュが2012年12月付の全国家計調査2012の中で報告したところによれば、司法関連業務を受けた調査対象者のうち57.1パーセントは何らかの形態で汚職の犠牲を被った。この比率は都市部(33.9%)よりも農村地域の方が高かった(66.1%)。判事裁判所の司法業務を求めた世帯の60.6%、治安判事裁判所の司法業務を求めた51.1%、特別裁判所及び審判所の司法業務を求めた49.8%が、様々な金銭授受及びいやがらせの被害を被っていた。賄賂の支払を強要されたのは、汚職被害者のうち68%であった。』

### 2.8.13 ノルウェー出身国情報センター、Landinfo の2014年7月4日の報告によれば、

『特に、下級レベルでは、司法は賄賂及び政治的圧力の温床である。未決事案の山積、遅延及び判事の不足という問題もある。被告はたいてい、長期間にわたって未決勾留されるが、実際に法廷で判決を言い渡されるのは少数である。経済的又は政治的圧力を利用できる立場の個人は、たいてい告訴を取り下げられるのが一般的である。』

『バングラデシュでは、裁判を受ける機会は、個人の経済的及び政治的権力及び影響力によって大きく異なる。相手がどれだけ「有力者か」による部分もある。』

2.8.14 アジア法律資源センター(Asian Legal Resource Centre)の国連人権理事会に対する 2014 年 6 月の提出資料の報告によれば、

『治安判事裁判所及びセッションズ裁判所は、『警察の一斉再拘留』を認める方法で拷問を是認している。こうした中で、バングラデシュ警察は、無実の貧困者及び野党支持者に罪を捏造し、恐喝及び政界幹部に対する尽力の目的で、事案を捏造するとされている。他方、バングラデシュでは、犯罪捜査は再拘留及び拷問と同意語である。捏造で不当に刑事訴訟に関わらされた貧困者は、セッションズ裁判所を超えて治安判事裁判所の決定に異議を申し立てる経済的余裕がない。そもそもセッションズ裁判所自体が不当な警察の再拘留についての被害者の救済を拒否することが多い。バングラデシュでは、罪を捏造された貧困者の解放及び個人的自由に対する権利は、司法の制度的プロセスを介して組織ぐるみで拒否される。』

2.8.15 女性に対する暴力及びその原因と影響に関する 2014 年 4 月の特別報告者の報告(Report of the Special Rapporteur)によれば、

『司法の利用機会の権利にも司法自体にも多くのレベルで問題がある。司法制度は、司法の平等な利用機会の保障に悪影響を及ぼす多数の課題を抱えている。乏しい資源、劣悪なインフラ及び熟練した判事及び弁護士不足は特に、女性が司法を通じて救済を求める機会を妨げている。憲法は適正手続きを保障しているが、特別報告者が入手した情報によれば、女性に対する暴力事案を処理する際は、法執行機関は多くの場合、関連する法的基準を守らないということである。salish 等の並行的法制度の存在も、有効な裁判が拒否される状況を悪化させている。』

2.8.16 Odhikar が 2013 年の出来事を網羅した年次報告書の中で述べたところによれば、

『階級に基づく現行バングラデシュ社会では、社会の貧困階級出身の女性は貧困者の中の貧困者であるため、様々な点で犠牲者になっている。下級裁判所及び警察上層部に汚職が蔓延しているという主張も複数あった。バングラデシュには、被害者及び証人を保護する法律はない。被害者女性及びその家族は加害者から日常的に脅迫を受けており、二重の犠牲者になる危険に常に晒されている。バングラデシュには、女性に対する暴力撲滅に向けた社会的啓発メカニズムは事実上ない。これは、家父長制度及び法律が事実上施行されていないことが原因である。』

少年司法制度

2.8.17 国連人権理事会が作成した報告書特集には以下の記述があった。

『UNICEF は、子どもを成人刑務所に送らないようにするため及び、既に成人刑務所に収監されている未成年者を釈放するために、少年裁判所／法廷を全県内に設立

し、タスクフォースを国及び地方自治体レベルで設立するべきだと積極的に述べている。』2013年の児童法は2013年8月21日に発効した。最高裁判所は同法及び新たな規定について短いコメントを提示した。

## 2.9 汚職

2.9.1 トランスペアレンシー・インターナショナルは2012年12月5日に公表された2013年腐敗認識指数(CPI)の中で、バングラデシュを175カ国中、世界腐敗度ランキング136位に格付し(2012年は174カ国中144位)、CPI評点を27とした。(CPIは、公共部門の認識される腐敗度を基準に国又は領土を格付けする。国又は領土の評点は、0から100の尺度で公共部門の腐敗認識度を示す。0は国がかなり腐敗していることを意味し、100は腐敗がないことを意味する)。

2.9.2 米務省の人権国別報告書2013によれば、バングラデシュでは公務員の汚職に対する刑事罰は法の定めるところであるが、この法律は事実上施行されておらず、公務員は頻繁に汚職慣行に手を染めており、しかも刑事責任を問われることはない。報告書によれば、2013年を通じて、『公務員の汚職の蔓延は依然として深刻な問題であった』。報告書続きによれば、『政府は、警察官の汚職蔓延に取り組む措置を複数講じた。警察長官は汚職撲滅及び警察の対応力強化に向けた警察官の訓練を相次いで行った。警察内部の汚職に対する訓練の効果の評価は確認できなかった。』

2.9.3 報告書の続きによれば、

『ACC[汚職防止委員会(Anti-Corruption Committee)]は、汚職撲滅を担当する政府機関である。2010年の世界銀行の報告によれば、政府はACCの活動を徐々に抑制し、汚職の訴追を妨害した。報告書によれば、政府が提訴した汚職事案件数は以前の暫定政府よりもはるかに少なく、政府委員会はACCに数千件もの汚職事案を取り下げるよう勧告した。一部の市民団体によれば、政府は汚職撲滅に真剣に取り組まず、ACCを利用して、政治的動機に基づく訴追を行っている。トランスペアレンシー・インターナショナル・バングラデシュの主張によれば、政府はACCの活動に介入して、「牙を抜かれた虎」にしてしまった。[2013年]11月10日のACC法改正では、政府の事前の許可なしに、公務員を訴追するACCの権限が撤廃された。場合によっては、ACCの調査担当官が訴追されることもあり、収賄容疑を法廷で晴らせない場合は、2年から5年の禁固刑を言い渡されることもあった[...]政府は司法に政治的圧力をかけており、野党党首が関与する汚職事案はたいてい、不正な方法で訴追された。司法における汚職は依然として深刻な問題であり、証人買収及び被害者の脅迫を招く審理の長期的遅延の要因である。人権擁護団体及び汚職監視団体による複数の報告では、周知の司法の政治化に国民の不満が高まりつつあることが指摘されている。

2.9.4 国連人権理事会の女性に対する暴力及びその原因と影響に関する特別報告者の報告の付属書：バングラデシュ派遣団(2013年5月20日から29日)によれば、

『汚職は女性が裁判を受ける機会の主な障害の1つに特定された。刑事司法制度のどの段階でも事案を動かすには賄賂及び／又は影響力が不可欠であるためである。被害者もその家族もたいていは、警察に苦情申立てを提出し捜査を行ってもらうには、賄賂を支払うか政治家とのつながりを利用せざるを得ない。加害者が被害者よりコネ、権限又は資金的に有利であることは珍しくなく、これらは、警察への影響力、捜査の中断又は被害者に告訴を取り下げさせるためのいやがらせ及び圧力に対する布陣になる。』

2.9.5 ヒューマンライツ・ウォッチのアジア副部長、フィル・ロバートソン(Phil Robertson)が2014年7月に述べたところによれば、『汚職は政府でも民間部門でも蔓延している。』バングラデシュの人権擁護組織 Odhikar が2014年7月に述べたところによれば、2014年1月から6月までに、『強姦、持参金絡みの暴力、酸攻撃及びセクシャルハラスメントの被害者で、特に『法執行機関の構成員による汚職及び犯罪化』の犠牲になった女性は相当数に上る。』

2.9.6 アジア人権委員会によれば、

『実際のところ、バングラデシュの刑事司法制度は、どの段階でも賄賂及び与党有力者による説得を必要とする。例えば、女性に対する暴力又は他の刑事犯罪の苦情申立てを提出するには、まず該当する警察署に出向かなければならない。警察署は女性被害者が近づくには最も危険な場所と考えられている。これは、警察も勾留中の被害者に強姦、性的虐待又はいやがらせを行うためである。苦情申立て者は苦情を届け出る時点で、まずは警察官に賄賂を支払わなければならない、さらに、警察及び手続きに関与する他の専門家に圧力をかけるために政治家のコネも利用する。加害者はたいてい、多額の賄賂を警察に支払い且つ、与党議員から援護を得るように画策する能力があるため、影響力が大きくなる。被害者及び／又はその血縁者が苦情申立てを提出するのを恐れるのはこのためである。警察は賄賂を受け取るか政治家による説得に従って加害者を保護する。』

2.9.7 Odhikar が2013年の出来事を網羅した年次報告書の中で述べたところによれば、『バングラデシュにおいては、警察署に蔓延する汚職度の高さも拷問を助長する要因であり』、『下級裁判所及び警察幹部における汚職の申立てが複数ある。』報告書の続きによれば、『専門家の主張を聞くと、警察幹部内には関係者間での賄賂と癒着の連鎖が存在し、汚職の利益は各レベルで共有されている。政府も汚職撲滅の義務を担う汚職

防止委員会等の機関も、汚職の蔓延が相互の目的に適うように見て見ぬふりをするため、法執行機関の指揮系統は組織的に「腐敗の連鎖」に取って代わられている。』

保護主体：有効性及び人権侵害と刑事免責、法及び司法の役割及び偽造文書及び不正入手書類。

[目次に戻る](#)

## 2.10 市民権及び国籍

2.10.1 1972年のバングラデシュ市民権(暫定規定)令は、独立後に市民権法を導入した。同令の第2条に規定によれば、現在バングラデシュに存在する領土で生まれた（又は父親又は祖父がこの領土内で出生した）者で、1971年3月25日時点でこの領土の永住者であり且つ、今後も永住者であり続ける者はすべて、バングラデシュ国民とみなされる。第2条Aの規定によれば、第2条が適用されたが、現在は英国居住者である個人は、バングラデシュの永住者であったとみなされる。政府は、本条項が適用されない個人又は個人の区分を官報の中で通知することができる。本令の第2条の下に国民とみなされる資格の有無に疑義がある場合は、政府の決定が最終的なものになる。

## 2.11 偽造文書及び不正入手書類

2.11.1 カナダ移民・難民局(Immigration and Refugee Board of Canada)・バングラデシュが2010年9月20日の報告書、不正書類に関する報告の中で述べたところによれば、

『カナダ高等委員会の職員が調査局(Research Directorate)との2010年9月7日の書簡の中でバングラデシュ政府に述べたところによれば、「[バングラデシュ]国内では、パスポート、出生証明書、銀行取引明細書、納税書類、実務書類、学生証、結婚証明書等の偽造文書書蔓延している。依頼すれば作成してもらえらる。」同職員によれば、「上記の書類の入手は、だれにとっても簡単である。出来栄えは支払う金額によって異なる」ということである。

2.11.2 2007年のアジア開発銀行の調査結果に基づくIRBの報告の続きによれば、

『バングラデシュでは、身分証明書の偽造を求める個人は、仲介者又は dalal のサービスを利用するのが一般的である。聞き取り調査に応じた dalal によれば、パスポートの調達については特に、申請者が追加料金を支払って正規の手続きを踏まないようにしてもらえらる効率的なシステムが発展しているということである。dalal は関連する発行機関の職員に金を払い、職員は警察の特殊部局に金を払って必要な照合を行う。かかる照合は概ね、提供された情報の正誤に関係なく発行される。』

カナダ高等委員会の職員の報告の続きによれば、『...バングラデシュのパスポートには、主な源泉書類も義務付けられていない。これは、出生が概ね出生時に届け出られないためである。申請者は氏名及び生年月日について自己申請するだけでよく、その名前及び生年月日でパスポートを入手できる。』

**2.11.3 Bangladesh Chronicle** の2014年4月の報告によれば、『偽造文書の提出が増えるのを受けて、在バングラデシュ米国大使館は日曜日に、バングラデシュ人申請者に、米国への恒久的入国禁止を受けたくなければ、真正な書類で直接ビザ申請を行うよう通知した[...] 最近、依頼者に偽造文書を提供する無節操な仲介業者のサービスを利用する申請者の増加が見られる。

[目次に戻る](#)

## 補遺 B : 判例法

2011年7月13日の国別ガイダンスの判例 SA (Divorced woman – illegitimate child) Bangladesh CG [2011] UKUT 00254{1AC}によれば、

『(1) バングラデシュでは家庭内暴力の発生頻度が高い。政府は状況改善に向けて努力しているが、警察の苦情対応に対する意欲の欠如により、家庭内暴力を受けた女性は、女性であるという理由で国の保護という有効な措置を受けられないことがあり、難民条約上の理由による重大な危害の危険を証明できる可能性があるが、どの事案も独自の事情に基づいて決定しなければならない。

『(2) バングラデシュで適用されるイスラム法の下では、非嫡出子の監護権は母親又は母親がいない場合はその親族の成員にある。

『(3) 監護及び面会交流に関する紛争におけるバングラデシュの最高裁判所の判決は、最優先要因として子どもの幸福の原則を想起する一貫した傾向を示唆し、適用される属人法からの逸脱を許可しているが、実証された不品行により母親が監護及び面会交流に不適格であることがある。

『(4) 状況及び非嫡出子を持つという事実が既知になる場合は、非嫡出子の母親は社会的偏見及び差別に遭遇する可能性があるが、都心部ではその事実だけを理由に、重大な危害の真の危険に晒される可能性は低い。

『(5) 離婚された非嫡出子の母親で、バングラデシュに帰国した際に家族の支援がない者は、多大な困難に耐えることになる可能性が高いが、衣料業界で職を得られる可能性及び低水準ではあるが何らかの住居を獲得できる可能性もある。こうした女性は国からある程度の基本的支援を与えられ、子どもを公立学校に入学させることができる。差し迫った支援が必要な場合は、女性のシェルターに仮住居を求めることができる。女性がバングラデシュで生活を立て直すに際に耐えなければならない状況は、迫害又は ECHR の第 3 条に基づく権利の違反には概ねならないが、どの事案も、ある場合には、該当する女性及び子どもの特異な状況及び障害についての独自の事情に基づいて決定されなければならない。当然ながら、かかる女性が出身地域での迫害から逃れようとしている場合は、国内移動の試行は不当に厳しいものになるが、第 3 条の権利の違反にはならない。